

地域大学振興に関する有識者会議設置要綱

令和7年4月2日
高等教育局長決定
令和7年4月11日一部改正
令和7年10月16日一部改正
令和8年6月16日一部改正

1. 趣旨

「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)の提言等を踏まえ、地理的観点からの高等教育へのアクセス確保や地方創生など地域大学振興の在り方について総合的に議論するため、「地域大学振興に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

2. 協議事項

- (1) 地域大学振興に関する基本的な考え方
- (2) 地域大学振興に関する重点施策
- (3) 地域大学振興に関する関係施策との連携等
- (4) 各地域における地域大学振興の取組に対する支援等
- (5) その他

3. 構成員等

- (1) 本有識者会議は、地域大学振興に関する学識経験者や実務経験者等により構成し、別紙に掲げる者とする。
- (2) 本有識者会議には、座長及び副座長を置くこととし、座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
- (3) 本有識者会議には、その審議内容に応じ、特別委員を置くことができる。
- (4) 本有識者会議には、会議の運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、特別委員、顧問その他関係者の出席を求めることができる。
- (6) 本有識者会議の委員、特別委員及び顧問の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

4. その他

本有識者会議に関する庶務は、高等教育局大学振興課地域大学振興室において処理する。